

第1回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年4月11日(月) 午後3時から午後4時

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (19名)

持山 英幸 会長	平田 昇 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員
北原 康德 委員	行武 芳明 委員
岡部 貢 委員 (欠席)	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員
平山 雅章 委員	八尋 徳幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員 (欠席)
メ野 芳江 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成28年4月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

倉掛 正則 委員、 平山 雅章 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第1回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番岡部委員、21番池松委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。5番 倉掛委員と6番 平山雅章委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号8を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号9を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
19番	初歩的なことを聞いてすみません。旧経営主死亡の為という理由で名前が変わっているのが何件かあるんですが、必ずしなければいけないんでしょうか？ しなくてもいいんですか？
事務局長	経営主死亡の為ということで、今こういう報告があっております。平成21～22年頃でしたか、農地法の改正の時にですね、相続等々で名義が変わった場合には農業委員会の方に届けてくださいとなっております。基本的には届けて頂く事となっております。ただ皆さん、そこまで周知が全体に行き渡ってないので、もし何か動かされる場合等々についてですね、うちの場合はこうやって農業委員会の方にご報告をさせて頂いているところでございます。持ち主などが変更になって農業委員会まで報告がないことも多々今までございましたので、きちんと経営者をはっきりさせる為に、農地法の改正によりこういう手続きになっておるところでございます。もし、お亡くなりになったりとか、そういう方がいらっしゃいましたら農業委員会の方に届けないといけませんよと一言付け加えて頂ければ助かると思っております。以上です。
19番	結構指導しても、届けをしてない人たちがいると耳にするからですね、これは自由にしてあるから届けを出してないんですかね。
事務局長	まだ、周知が足りないところです。カウンターの所に、ちょっと普段見られてないと思えますがチラシを張っているところです。問い合わせがあった場合には届を出してくださいという指導はさせて頂いているところです。
議長	他に何かありませんか？
20番	担当委員が私の所なんですけど、9番の経営主が筑紫野市西小田ということですけど、田んぼが筑前町にあるという事でこちらに載っているんですかね？
事務局	筑前町にある所有の田んぼになります。
20番	そしたら この経営主の方が西小田の方に田んぼがあれば向こうに行くんですか？
事務局	西小田にある分は筑紫野市の方ですね、属地になりますので。おそらくこの方も筑紫野市の方に土地は所有されているかと思えます。
議長	他に何かありますか？ (質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案書6ページをお開きください。 議案第1号 平成28年4月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとお

	<p>り審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成28年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開き下さい</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます</p> <p>理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号1をご覧ください。</p> <p>この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p>

	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号2をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、 許可要件をすべて満たしていると考えます 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明 が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より 説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定 により提出されたので、審議を求める</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいであります。申請地の土地と、隣接する宅地の面積 945.11㎡のうち321㎡を併せて、住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造1階建て、建築面積119.25㎡の住宅を建設される計画で す。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がり、 概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第 1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建 築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障に ついては、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局 の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p>
3 番	<p>譲渡人のお子さんが建てられる住居でございます。これにつきまして、下水道とか上水道は いずれも親の方の接続でつなぐそうなので何も異常が無いので許可をしました。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、4月から両親と同居しておりますが、現在の住居では手狭であることから、申請地の土地と隣接する地目池沼の面積12. 11㎡を一体利用して住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>建物としましては、鉄骨2階建て、建築面積65. 49㎡の住宅を建設される計画です。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p>
13番	<p>先程現地に行って参りました。一週間前ですかね、家を建てたいという事で譲渡人の方から申し出がありまして、そのなかでいろいろ話を聞きまして息子さんが帰ってくるので、屋敷の裏に畑があるのでそこに家を建てたいと申し出がありました。現地を確認しましたが、上水道はありません。井戸を掘るという事です。下水の方はですね西側に道路があるんですが、そこに下水道管が埋設してありますのでそれにつながれると思います。問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>現場を見に行っただんですけど9ページを見て頂いたら、この場合下の方に道路があるんですが、この分ですね、セットバックというより下がられて家屋を作られるというように聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議長	議案第3号の番号2は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 宅地建物取引業の譲受人は、申請地の土地合計2,023㎡を購入し、道路、排水路等を整備のうえ、2区画、2戸の建売住宅を建築して販売、及び自社の資材置場と駐車場として使用する目的での転用申請です。建物としましては、2戸の住宅ともに木造1階建てで、建築面積はそれぞれ、119.54㎡と112.62㎡の計画となっております。また、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、筑前町役場を中心に周囲おおむね300メートル以内の区域内にある農地であることから、農地区分は、第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。
20番	現地確認に行きまして、安の里公園の入り口付近で周りに住宅街があります。3年ほど前から土地所有者が草刈をして頂けないという事で、周りの方から苦情があった所でございますが、この度、不動産会社の方が買い上げて住宅2戸、駐車場として開発して頂けるという事でありますので、そばには下水道、上水道が通っておりますので問題ないと思います。以上です。
議長	会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。
会長代理	場所的には安の里公園の近くの橋の手前です。おそらくあそこだろうと分かれる方もおられると思います。今、言われたように非常に荒れております。この計画通りに譲受人が買って頂ければ、非常にありがたいのかなと思って現場を見てきました。以上です。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
9番	残土置き場と書いてありますが泥を置くんですか？
事務局	26年にも建売住宅を建てておまして、そういった関係の泥を置くという事で聞いております。なお、その隣は砂利、その奥はコンクリートの製品を置く聞いております。以上です。
9番	今言われたように環境の問題があるのでそこら辺の事を確認して頂いた方が、高さの問題とか、残土の山の裏にごみを捨てたりする可能性があると思いますので、それだけ注意をして頂けるようお願いいたします。以上です。
事務局	確か高さは2mちょっとだと口頭で聞いております。ごみについては許可書をお渡しする時もありますし、その時に確実にですね、他の住民に迷惑を掛けないようにですね、こちらの方からお伝えしようと思っております。ありがとうございます。
議長	他に何か質問がありませんか？ (質問なし)

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める (番号1を読み上げる) あっせん委員 行武芳明委員、井上委員 場所につきましては、別紙の配置図、14ページをご覧ください。 (番号2を読み上げる) あっせん委員 八尋委員、倉掛委員 場所につきましては、別紙の配置図、15ページをご覧ください。 (番号3を読み上げる) あっせん委員 行武勇吉委員、山本委員 場所につきましては、別紙の配置図、16ページをご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。それでは、ご質問はありませんか。</p>
10番	<p>番号2の申し出地の三並の一番下の52㎡の分ですが先程57㎡と言われたんですが、私のは52㎡になってます。</p>
事務局	<p>失礼しました。52㎡で間違いございません。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか？</p>
6番	<p>2番ですが1枚の田んぼみたいですがすごく分筆してありますが、水路か鉄塔があるんですか？</p>
事務局	<p>そうですね。地下に江川からの管が通っておりますので地役権が設定されております。その関係で分筆されているようです。</p>
6番	<p>売買の時には地役権の設定がついたまま売買になるんですね？</p>
事務局	<p>そうですね。地役権の設定がついたままになります。</p>
20番	<p>3番の申し出者の田んぼについてですけど、現状は〇〇さんが借りて野菜を作っておられますけど、周りを機械で溝を掘ってあるんですよね。そういう場合は、現状回復義務というようなものはあるんですか？</p>

事務局	現状回復義務はあると思います。
20番	〇〇さんの方に責任があるということですか？
事務局	<p>そうです。ただ、私も現場を見ておりませんが、そこまで深いのを掘られているんですか？本人さんからそこまでは聞いてなかったんですけど、元々はですね、6月まで〇〇さんとの契約があったそうです。ただ、〇〇さんの方から今作っている野菜がもう少し伸びそうだという事で、確か8月ぐらいまで契約を伸ばして欲しいという事で聞いております。この農地の売買については以前もご指摘がございましたけども、まずは、作り手さんの方に買われるか尋ねて下さいと。それと、その後についてもですね、この方の場合はまだ買い手が決まっているわけではないそうなので、必ずしも、〇〇さんの方にですね、もし、買い手が決まらなければ、続けてとお願いはされて下さいと言っております。ただ、溝については私も確認しておりませんでしたので、本人さんにもどういった意向があるのか、次に買われる方もそれがあつたら非常に不都合があると思いますので、次の方が使いやすい形ですね、ぜひやって頂きたいと思っております。</p>
20番	その件につきましては現場を確認しながら進めていきたいと思っております。
議長	<p>お願いします。 他に何かありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので採決にうつります。 議案第4号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これをもちまして、第1回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	16:00 終了